

かみす 市議会だより

□発行／神栖市議会 □責任者／神栖市議会議長 宮川 一郎 □神栖市議会だより編集委員会
〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5 TEL.0299-90-1172(直) FAX.0299-90-1116



神栖市大野原地区にて7月29日・30日の日程で、第31回神栖市みなと祭りが執り行われました。

勇壮な掛け声とともに大野原商店街を神輿が巡行しました。多くの人で賑わい、活気ある祭りとなりました。

おもな内容

- 定例会の報告……………2頁
- 議案の内容……………3頁
- 一般質問……………4頁
- 委員会審査経過……………10頁
- 臨時会の報告……………12頁
- 委員会視察報告……………13頁
- 市税滞納に関する緊急事態宣言……………15頁
- 市議会のうごき……………16頁

平成 18 年神栖市議会・第 2 回定例会

神栖市議会は、平成 18 年第 2 回定例会を 6 月 13 日から 23 日までの会期 11 日間の日程で開き、条例に関するもの 3 件、予算に関するもの 1 件、指定管理者に関するもの 1 件、特別委員会に関するもの 1 件、報告に関するもの 5 件の議案等の審議を行いました。慎重なる審議を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

議案等議決結果一覧

議案番号	件名	議決結果
議案第 1 号	神栖市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 2 号	神栖市保健・福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 3 号	神栖市障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数等を定める条例	原案可決
議案第 4 号	平成 18 年度神栖市一般会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
議案第 5 号	指定管理者の指定について ・神栖市矢田部サッカー場	原案可決
議案第 6 号	土研跡地土地利用推進検討特別委員会の設置について	原案可決
報告第 1 号	平成 17 年度神栖市一般会計継続費繰越計算書 ・神栖市総合計画策定業務	報告 済
報告第 2 号	平成 17 年度神栖市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書 ・柳堀中継ポンプ場改築事業	報告 済
報告第 3 号	平成 17 年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書 ・社会福祉施設整備助成事業 ・広域水産物供給基盤整備事業負担金 ・漁業集落環境整備事業	報告 済
報告第 4 号	神栖市土地開発公社の平成 17 年度決算並びに平成 18 年度事業計画及び予算について	報告 済
報告第 5 号	財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の平成 17 年度決算並びに平成 18 年度事業計画及び予算について	報告 済
決議案第 1 号	議長辞職勧告決議案	原案可決
決議案第 2 号	副議長辞職勧告決議案	原案可決

会議の経過

◎平成十八年 第二回定例会

○六月十三日 (火) 本会議
(開会・※行政報告・市長提案理由説明)

午前十時一分開会宣告
出席議員四十八人
午前十時十八分散会

※行政報告の内容

○新生神栖市の実現を目指す改革のための三つの委員会 (入札制度改革推進委員会・新市建設計画委員会・行財政改革推進委員会) の進捗状況
○市税の滞納状況に対する緊急事態の宣言と対策
○市民との「ふれあい懇談会」の開催
○入札制度改革の試行経過
○旭硝子鹿島工場の土壌・地下水汚染に対する市の対応

○六月十四日 (水) 本会議
(一般質問)

午前十時一分開議宣告
出席議員四十八人
午後二時四十九分散会

○六月十五日 (木) 本会議
(一般質問)

午前十時一分開議宣告
出席議員四十九人
午後三時十六分散会

○六月十六日 (金) 本会議
(議案質疑・討論・委員会付託)

午前十時二分開議宣告
出席議員四十九人
午前十一時八分散会

○六月十九日 (月) 休会
(総務企画委員会)

委員会付託議案審査
(健康福祉委員会)
委員会付託議案審査・現地調査

○六月二十日 (火) 休会
(都市産業委員会)

委員会付託議案審査
(教育環境委員会)
委員会付託議案審査・現地調査

○六月二十三日 (金) 本会議
(委員長報告・議案質疑・採決・閉会)

午後二時四十分開議宣告
出席議員四十八人
午後二時五十三分散会

議 案 内 容

議案第一号 神栖市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

障害者自立支援法第十五条に規定する介護納付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行う審査委員の職及び報酬額を定めるため所要の改正を行うものです。

議案第二号 神栖市保健・福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

介護保険法の改正に伴い平成十八年四月一日より神栖市在宅介護支援センターの事務事業が神栖市地域包括支援センターへ移管されたことにより所要の改正を行うものです。

議案第三号 神栖市障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数等を定める条例

障害者自立支援法第十六条第一項の規定に基づき、介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行う審査委員の定数等を定めるため、条例の制定を行うものです。

議案第四号 平成十八年度神栖市一般会計補正予算(第二号)

補正は歳入歳出それぞれ千十万六千円を追加し、補正後の予算規模を三百八億千二百六十四万四千円とするものです。

議案第五号 指定管理者の指定について・神栖市矢田部サッカー場

神栖市矢田部サッカー場の指定管理者を神栖観光協会とするものです。

議案第六号 土研跡地土地利用推進検討特別委員会の設置について

五十嵐清美議員より提出された議案であり、土研跡地の有効的な活用方法を策定し、神栖市の新たな都市拠点の形成と、茨城県の中核的役割を担う都市の実現に向け整備推進を検討するために特別委員会を設置するものです。

報告第一号 平成十七年度神栖市一般会計継続費繰越計算書

・神栖市総合計画策定業務
地方自治法施行令第一四五条一項の規定に基づき議会へ報告するもので、予算計上額五百万円に対し支出済額及び支出見込額を百六十

万六千五百円とし、翌年度繰越繰越額を三百三十九万三千五百円とするものです。

報告第二号 平成十七年度神栖市公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書

・柳堀中継ポンプ場改築事業
地方自治法施行令第一四五条一項の規定に基づき議会へ報告するもので、予算計上額一億二千六十万円に対し支出済額及び支出見込額を八千九百七十九万九千六百十五円とし、翌年度繰越繰越額を三千六百三十三万三千八百十五円とするものです。

報告第三号 平成十七年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書

・社会福祉施設整備助成事業
・広域水産物供給基盤整備事業負担金
・漁業集落環境整備事業
地方自治法施行令第一四六条二項の規定に基づき議会へ報告するもので、児童福祉費において社会福祉施設整備助成事業の五千九百十六万六千円、水産業費において広域水産物供給基盤整備事業負担金の五千三百八十三万六千円、道路橋梁費において漁業集落環境整備事業の三千六百五十万円を翌年度繰越とするものです。

報告第四号 神栖市土地開発公社の平成十七年度決算並びに平成十八年度事業計画及び予算について

地方自治法第二四三条の三第二項の規定に基づき議会へ報告するもので、平成十七年度の予算執行実績は収入六十一万一千円、支出五万三千円で収支額(余剰金)は五十五万八千七百三十四円でした。平成十八年度の事業予算の総額は収入支出それぞれ九百二十万九千円と報告しました。

報告第五号 財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の平成十七年度決算並びに平成十八年度事業計画及び予算について

地方自治法第二四三条の三第二項の規定に基づき報告するもので、平成十七年度の収支決算額を一般会計で三千八百八十万五千五百六十六円、文化振興特別会計一億三千五百六十六万三千九百五十五円、スポーツ振興特別会計二億三千五百六十八万七千五百五十一円、ふれあいセンター特別会計一億三千四百二十四万二千二百二十七円を決算額として報告しました。平成十八年度の収支予算額は一般会計四千二百八十八万一千円、文化振興特別

会計一億二千三十一万六千円、スポーツ振興特別会計三億三千五百一十一万円、ふれあいセンター特別会計〇円で、計四億九千八百三十七万七千円と報告しました。

決議案第一号 議長辞職勧告決議案

本案は伊藤大議員より動議として提出されました。正副議長の任期は地方自治法第一〇三条二項によつて議員の任期によることになつていますが、平成十四年三月四日の議員協議会で任期を二年とする申し合わせ事項に同意したにもかかわらず、議長職を続けていることに對し、申し合わせどおり議長はその職を辞すべきとするものです。

決議案第二号 副議長辞職勧告決議案

本案は小川五十六議員より動議として提出されました。議長と同様に平成十四年三月四日の議員協議会で任期を二年とする申し合わせ事項に同意したにもかかわらず、副議長職を続けていることに對し、申し合わせどおり副議長はその職を辞すべきとするものです。

一般質問

ここが聞きたい

平成十八年第二回定例会の一般質問は六月十四日と十五日に行われ、九人の議員が市政全般について、市長はじめ関係部課長等に見解を問いました。なお、掲載にあたっては一問一答形式で編集し、要旨を掲載してあります。



池田 夫二 議員

警察署誘致について

問 市長は誘致についてどのように考えているのか伺いたい。

答 市民の皆様方の安全、安心の観点から、早期に警察署の設置が実現できるように、県に働きかけをしていきたいと考えています。

大規模償却資産税について

問 大規模償却資産税は、どのくらい増収になるのか伺いたい。

答 平成十八年度における

大規模償却資産に係る市の課税額は四十五億五千四百七十二万四千円であり、十七年度に比べると十八億五千八百三十九万二千円の増収を見込んでいます。

新庁舎と特別養護老人ホームの建設見送りについて

問 新市役所の建設と特別養護老人ホーム建設の見送りについて伺いたい。

答 新市役所の建設については、現在の庁舎を有効利用し、その機能を満たしている間は建設すべきものではないと考えていますが、今後、市庁舎の建設計画については新市建設計画検討委員会の中で十分議論していただき、その結果を総合計画に反映したいと思えます。また、特別養護老人ホー

ムについては、合併に伴い多額の財政需要が見込まれることから、公設による整備を断念し、今後は民間による施設の整備運営に委ねたいと考えています。

旧神栖町・波崎町の予算について

問 旧神栖町、旧波崎町の予算の対前年度比はどうなっているのか伺いたい。

答 当初予算は、神栖市の予算として編成しており、神栖地域分、波崎地域分と分別をしていません。地域ごとの対前年度の伸び率としては算出していませんので、平成十七年度の神栖地域、波崎地域を合算した予算額と比較しますと、三・二％の増となります。

旧神栖地域の財政投入について

問 旧神栖地域にも不便な部分があるので、財政の投入をお願いしたい。

答 均衡ある新市の健全な発展に資するため地域事情を十分精査し検討したいと考えています。



三 好 忠 議員

合併特例債について

問 合併特例債の今後の見通しについて、事業計画は具体的に変わったのか。またどのようなものが対象事業になるのか伺いたい。

答 平成十八年度予算では、波崎第二保育所の調理室建設工事二千八百七十万円、波崎地域の市道整備事業一億八百七十万円、合わせて一億三千七百四十万円を予定しています。また、対象事業は、神栖市まちづくりプラン、いわゆる新市建設計画において主要プロジェクトとして位置付けられている各種事業が該当します。現在、新市建設計画検討委員会では、当該事業の必要性を始め優先性等を検討していただいています。

旧波崎済生病院の診療所について

問 旧波崎済生病院の診療

所のオープン時期やその内容について伺いたい。

答 診療の内容は、旧波崎済生病院の診療所で、月曜日、木曜日の午後一時から午後五時まで、診療科目は内科の予定となっています。（八月三日木曜日から診療開始となります。）

旧波崎（特に東部）の開発について

問 波崎東部の魅力ある環境づくりについて伺いたい。

答 平成十九年度完成を目指して、防災公園の整備を実施しています。また、市営住宅跡地の土地利用や住環境の整備を進め、漁港を中核とした良好な市街地の形成を図り、若者が住みたくなるような魅力的なまちづくりに努めています。

問 波崎東部の土地利用について伺いたい。

答 砂丘荘、グリーンズポーツセンターの解体後、新市建設計画では集客力のある滞在型総合レクリエーション拠点として整備する予定です。



鈴木 康弘 議員

入札制度改革 推進委員会の 役割について

問 入札制度改革推進委員の公募枠五人と推薦枠五人の推薦基準について伺いたい。

答 入札制度は、透明性、公平性、客観性の確保に加え、より一層の競争性を高めるための見直しが求められており、神栖市入札制度改革推進委員会を設置し、市にとって、よりよい入札制度を確立するための検討を行っているところです。

神栖市入札制度改革推進委員会の委員は、神栖市入札制度改革推進委員会設置要綱の規定により、行政全般に識見を有する委員五人以内、一般公募による委員五人以内をもって組織するもので、公募による委員の選考については、公募委員

選考要領により、助役以下八人で構成する選考委員会で応募者から提出された小論文の審査を行い、その結果をもって委嘱をしています。

また、行政全般に識見を有する委員については、居住地区、年齢構成、男女構成などバランスが図られるよう考慮しながら委嘱をしています。

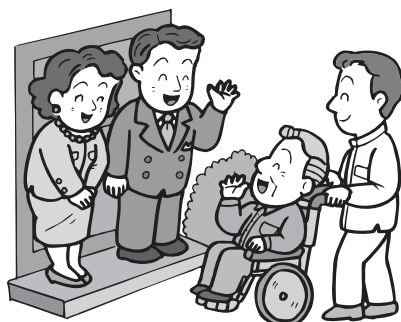
問 一般競争入札において四件の工事に対して決定が保留措置となった経緯について伺いたい。

答 保留とした根拠は、入札が市の建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程第五十三条第一号に規定する適用基準に満たないため、落札を保留にしたものです。

福祉行政について

問 建設中止となった特別養護老人ホーム事業は鹿島開発事業の一つとして位置づけ、建設準備がされていたところですが、代替事業として何か考えを持ち合わせているのか。また、鹿島開発基金の残高及び流用が可能か伺いたい。

答 現在のところ具体的な計画はありません。なお、鹿島開発記念事業の基金残高は四月一日現在、五億九千三百十二万四千三百円です。また、当該基金は目的基金であり、流用はできません。



市民主体のまち づくりについて



山中 正一 議員

問 市長は、行政のパートナーである行政区をどのように位置づけ、評価しているのか。またどのような支援をされているのか伺いたい。

答 これまで行政が多く担ってきた公共や社会的役割を地域に開き、行政と地域がパートナーとして協働、協調することが、これからのよりよいまちづくりにつながるものと考えています。行政区に対しては、一地区当たり平等割五万円、戸数割で一戸当たり四百円を交付しています。

滞納対策について

問 滞納額が高額で回収が困難な事業の回収強化策について伺いたい。

答 まずは納税課内に特別滞納整理室を設け、組織強

化を図ったところです。また、全庁的に取り組んでいかなければならないと考え、早急に助役を本部長として市税等徴収確保対策推進本部を発足させ、収納率の向上に取り組んで行きたいと考えています。

問 茨城県租税債権管理機構の活用状況について伺いたい。

答 租税債権管理機構に委託できる件数は、人口段階別に決まっており、当市の場合五十件となっています。なお、十七年度は五十件を委託し、回収額は四千七百万円余りで、それに伴う経費として千百十二万六千円を負担しています。

常陸利根川沿岸 地域の内水排除 対策について

問 沿岸地域の雨水排除対策の進捗状況と、今後の対応について伺いたい。

答 雨水基本計画の具体的内容は、常陸利根川沿線の低地部については既存の農業用排水路等を利用したポンプ排水区として、それ以

上の高位部については自然排水区とする内容です。しかし、このような排水路の整備には莫大な費用が投資されることになるので、財政状況を勘案しながら、効果的に浸水被害の最小化を図りたいと考えています。

問 大雨時等における当面の対策、また、緊急事態における指揮系統について伺いたい。

答 非常時に備えた防災機能の確保ということから、浸水の常襲区域に機動的に展開できる水中ポンプ六台を保有しています。さらに今年度、出水期に備えてポンプ二台の購入を予定しています。これらにより局所的な浸水の解消、軽減を図っていききたいと考えています。

また、災害時の指揮系統については集中豪雨や台風時の上陸が予想される場合、あらかじめ災害警戒本部を設置し、それぞれの事務分掌に応じて各地区の情報収集を行い、災害を最小限に食い止めるための方策を協議しながら対応しています。

問 当市では本年度において洪水ハザードマップを作成されるようですが、概略はどのようなものか伺いたい。

答 洪水ハザードマップの内容は、浸水が想定される区域並びにその水位、避難場所、それに応じた避難経路、洪水予報、避難指示、避難勧告などの伝達方法です。市としても、本年計画している神栖市地域防災計画策定後、早急に作成をし、市内全世帯への配布、市のホームページに掲載するなど周知徹底を図っていききたいと考えています。

医師不足の地域医療について

問 当市における市内病院の医療体制について、どのような状況にあるのか伺いたい。

答 市内病院の医療体制については、総合病院三力所、病院二力所、医院診療所二十四力所となっています。医師の充足率は、平成十六年度茨城県統計によると、茨城県で十万人当たり百四十二・一人、全国では四十六番目と非常に厳しい状況です。

一方、当市は、医師数を同様に算定すると九十九・四人ということですが、県全域よりさらに厳しい状況で、四十二・七三人少ないという状況です。また、診療科目として産科を取り扱う医院については、産婦人科医院五力所のうち三力所であり、小児科を取り扱う医院については、小児科専門医院二力所、内科医で十力所あり、加えますと十二医院となり、必ずしも十分な医療体制ではありませんが、通常の診療を受けられる体制にはなっています。

問 市内における各種の医療体制の充実を図るため、県とタイアップした施策支援を行っていくべきだと考えますが、市の見解を伺いたい。

答 県において今年度より、医学生、研修医に各種支援策が実施されることから市としても県の動向を見極めながら今後検討していきたいと考えています。



柳 堀 弘 議員

個人市民税について

問 県下最低の市民税徴収率について、市長はどのように感じているのか伺いたい。

答 この事態を真摯に受けとめ、市県民税の県内平均八十八％に目標を置き、担当所管課に収納率向上の指示をしたところです。また、地方分権が進展している現状において、当市としては、県からの権限委譲を求めるなど、自立した市政運営を目指していく上で自主財源を確保することは極めて重要であり、今までも増して徴税促進策を強化してきます。

問 特別徴収はどの程度行われているのか。給与から所得税の源泉徴収を行っていても、住民税の特別徴収をしていない事業所への特別徴収の依頼をしているのか伺いたい。

答 平成十七年度の実績では、市全体の納税義務者数は三万八千九百十八人で、そのうち特別徴収されている人は二万二百五人で五十一・九％を占めています。給与支払報告書が提出されている事業所は六千九百五社あり、そのうち特別徴収を行っている事業所は三千百五十社で四十五・六％です。これまでも給与支払報告書を提出されている事業所に対しては住民税の特別徴収の協力要請を行ってきましたが、特別徴収を行っていない事業所の多くは中小零細の事業所であり、雇用形態についても、正社員が少なく臨時雇用が多いことから従業員の移動も激しく、このような状況の中で特別徴収の事務処理まで手が回らないのが実情のようです。しかしながら、収納率の向上を考えると、特別徴収義務者が増えることに

よって滞納件数は減少するものと考えていますので、引き続き各事業者に對して特別徴収をしていただけるよう働きかけていきます。

問 住所をそのままにして本人は住んでいないケースもあるようだが、市民課と共働で、住んでいる実態のない人を職権で抹消していく作業を進めていく必要があるのではないか。結果として徴収率も向上すると思うが。

答 住民基本台帳法による職権消除については、税の滞納者の実態を正確に把握するためにも非常に重要であると考えています。住民登録地に居住していない方について税の関係所管課から情報提供を受け、市民課が実態調査を行い、居所不明者の職権消除を行っています。



佐藤 節子 議員

協働型の街づくりについて

問 市民協働課の役割と具体的な施策について伺いたい。

答 地域コミュニティの醸成、ボランティアの育成及び情報の積極的な公開などの要件を機能的にコーディネートする組織の必要性を踏まえ、行政組織をこの四月に改正し、新たに企画部内に市民協働課を設置しました。

具体的な施策については、当面は市民のニーズを把握するために、市民アンケートを実施する予定です。この結果を踏まえ、当市にふさわしい市民協働指針及び協働推進の手引きの作成を考えています。

問 神栖市内のNPO法人数とNPO法人の設立のサポート体制について伺いたい。

答 当市のNPO法人の数は五月末現在で九法人が認証されています。

また、NPO法人の設立申請から成立までに係る事務は、茨城県が所管する事業ですが、市としてもNPO法人を設立しようとする個人、または団体については、市民協働課を窓口として、適切な助言をしていきたいと考えています。

問 女性センターの役割と今後の取り組みについて伺いたい。

答 女性センターは、男女共同参画社会の実現と、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し豊かな情操を育む施設、また自主的な学習活動の支援、交流、情報提供、女性問題の解決相談、子育て支援事業などを目的に整備された複合施設です。

しかし、同センターの施設機能につきましては、合併協議の中でもさまざまな角度から議論が交わされた経緯があり、その中で、合

併後一年以内に施設の有効利用を検討することで協議が整い、今日に至っています。

そこで、女性センター施設機能を子供、保護者を対象とした拠点施設に移行し、波崎地区の児童・子育て支援事業の充実と施設機能の有効活用が図れるものと考えています。

したがって、これまでの状況を総合的に判断し、同センターを児童・子育て支援事業に活用することがベストか否か、健康福祉部と協議、調整に現在努めています。

農業施策について

問 食品衛生法の改正に伴い、ポジティブリスト制の管理を市としてどこまで介入するかについて伺いたい。

答 農業の使用規制に係る農業取締法は、県鹿行地方総合事務所が、また食の安全に係る食品衛生法については、県保健所が所管している関係から、県と連携を図りながら農業者の相談に對して迅速に回答できるよう相談窓口の設置を行い、

制度の趣旨、内容、農作物ごとの飛散防止対策、散布等の技術、使用農薬の選択等について指導していきたいと考えています。

問 地産地消の取り組みとして、農産物、水産物が豊富な市として「道の駅」をつくることを計画してはどうかと思うが、県に申請する予定はあるのか伺いたい。

答 道の駅につきましては、今後の課題として考えています。





長谷川 治吉 議員

中高生障害児 対策について

問 タイムケア事業は、親の就労や家族の休息、中高生障害児の社会参加を目的に、市町村が国の直接補助を受け、NPO等に事業を委託、千円程度の利用負担で休日を含め一日三時間以上預かるサービスです。小学生や十八歳以上を対象にしたデイサービスはありますが、中高生障害児は制度のはざまに置かれたままです。市内における中高生の対象者は何人ぐらいか、また、その取り組みについて伺いたい。

答 この事業は障害を持つ中高生等の放課後及び休日対策として、障害児を持つ親の就労支援、また障害児が社会に適応する日常的な訓練並びに障害児をケアする家族の一時的な休息を目的として実施されるものです。現在、当市においては、

重度の肢体不自由及び重度の知的障害が重複している十八歳未満の児童にはタイムケアサービス事業を実施していましたが、この事業に加えた形で実施可能かどうか検討していきたいと考えています。本年六月一日現在、中高生の障害児手帳所持者は五十六人で、うち中学生二十三人、高校生十三人です。そのうち在宅の方は七人となっています。

内部障害者について

問 「ハート・プラスの会」は、内部障害者の存在を視覚的に示すハート・プラスマークを作成しています。同会では、ハート・プラスマークを社会に広く普及させ、内部障害者への理解を少しでも広げたいと運動を展開しているが、当市の現状について伺いたい。

答 本年六月一日現在、内部障害者は一級から四級まであり、五百二人の方が障害者手帳を所持しています。その内訳は一級の方が三百十八人です。内部障害者については、外見から判別ができないということ、いろいろな日常生活の面で困難を来しているということも事実

です。政府広報等を通じ、啓発等の企画を充実させていくというような方針も打ち出されているようですので、当市としても積極的に広報等により啓発をしていきたいと考えています。

学校歯科検診について

問 学校歯科検診の意義は、予防と、情報管理だと思えます。学校歯科検診の概要について、また具体的な審査項目について伺いたい。

答 市内の小・中学校では、毎年度六月までに一回の歯科検診を実施しています。検診の内容については、教育委員会所定の歯科検診票により、虫歯、歯列、かみ合わせ、顎関節、歯垢、歯肉の状態の項目に沿い、学校歯科医の検診を受けています。また、歯科検診を含め内科検診、視力、聴力検査、身体測定などの結果を市内の養護教諭や保健主事で構成する研究部で取りまとめ、保健安全指導に活用しているところです。

防犯・防災について

問 コンビニエンスストアと連携し新たな防犯・防災

の拠点とできないか。

答 コンビニエンスストアとの協力については、市としても常時注視しながら地域性を考慮し、どのような協力体制が有効であるか今後見きわめをしていきたいと考えています。



関口 正司 議員

健康長寿のために

問 国民健康保険が健康長寿のために果たしている役割、それを阻害している部分、どのようなものなのか、また、今後どのように改善されるべきと考えているか伺いたい。

答 国民健康保険制度は国民皆保険制度として、医療保険制度の中核を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきました。しかしながら、被保険者の高齢化等により、医療費が増大していく中で

大変厳しい状況にあるということも事実です。国においては、保険者の統合、再編、医療制度体系の見直し、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しなど、医療制度の適正化に向けた施策が進められています。市としても、このような状況を踏まえ、関係機関との連携を図りながら健全な保健事業を実施していきたいと考えています。

職員の健康について

問 現在の職員は七百六十五人と聞いていますが、職員の健康状況、健康対策はどのように実施されているか、またパート職員の健康面での処遇、対策について伺いたい。

答 労働安全衛生規則に基づき、定期健康診断を実施しており、産業医、又は健診協会で委託している医師による健康相談も同時に行っています。心の健康についても職員の健康管理の一環として毎年メンタルヘルス研修を実施しているところ、次に、臨時職員、

嘱託員の健康管理は、勤務日が週四日、または三十時間以上の嘱託員については職員の健康診断とあわせて実施しています。が、それ以外の臨時職員、嘱託員については、住民健診等を受診していただいているところです。

た、その原因者等については、現在茨城県警によって捜査中ですので、今後の捜査状況を注視していきたいと考えています。

しかしながら、その一方で国におけるジフェニールシン酸の製造、管理責任は免れないものと考えており、捜査結果により、その後の対応等を検討していきます。

問 緑を守ること、復元の大切さ、垣根条例や古木、巨木保存などをこれまで提言してきたが、その後の実態と対策を伺いたい。

態と対策を伺いたい。

【答】 鹿島開発の進展に伴い、企業の進出や宅地造成等が急激に進み、貴重な山林や緑の減少が見受けられます。市としまして、市民の快適な生活環境を創出するため、残された自然資源を維持保全していくことは、極めて重要な施策であると考えています。これまでも計画的に都市公園などの整備を図ってきました。

今後とも従来の自然環境の



保全や緑化の充実などに加え、新たに防災上の観点も含めて緑にかかわる施策、事業の統合化、体系化を図りながら身近な緑地空間づくりに努めていきたいと考えています。

問 全国で愛国心の評価を通知票につけるなど行われていますが、当市では強要してないか伺いたい。

答 通知票の評価に關し、愛国心についての項目はございません。

問 学校給食の中で地元産の農産物、水産加工物をどのような形で使われているのか伺いたい。

問 学校給食の中で地元産の農産物、水産加工物をどのような形で使われているのか伺いたい。

【答】 学校給食の主食の米については、神栖地域では平成十一年度から地元産コシヒカリ一〇〇％を使用しており、波崎地域でも昨年の合併後、神栖産コシヒカリに切り換えました。また、牛乳についても一〇〇％茨城県産を使用しています。

問 学校給食について、需要と供給がわかっているの
で、商業者のご理解、農協
等の協力を得て、地元の農
家が供給をしていくという
ようなシステムは可能なの
か伺いたい。

答 学校給食は現在一日九千五百食、年間百九十万食

を提供しており、児童生徒の健康の保持及び増進に深くかかわるものなので、安心・安全な食材の安定的な調達は何よりも重要です。このような状況をご理解いただきながら、学校給食の地産地消につきましましては、なお一層取り組みたいと考えています。

問 濟生会波崎診療所開設について、週二日間、午後から診療することになったと聞くが、どのような経緯でこのような再開になったのか伺いたい。

【答】診療日については、医師確保が困難だったため当分の間、週二回水戸済生会病院の院長と神栖済生会病院の院長による診療となっています。また、午後からの診療になるのは、水戸から済生会の院長が来るためだと思います。



問 週二日、午後一時から午後五時までの間で何人ぐ
らいの診察が可能なのか。
過去にはどのくらいの診察
があったのか。また、送迎
バスはどうなっているか伺
いたい。

答 神栖済生会病院に伺つ
たところ、診療所における
受診可能者数については、
一日当たり五十人程度。旧
波崎済生会病院における受
診者数については、平成十
六年四月から平成十七年二
月までの実績で、二万三千
六百七十七人。これを一日
平均すると約八十八人にな
ります。また、旧波崎済生
会病院から神栖済生会病院
への送迎バスについては、
診療所開設後も現行どおり
運行していく予定であると
聞いています。

委員会の審査経過

本会議において議案第一号、第三号までを健康福祉委
員会へ、議案第四号を総務企画委員会へ、議案第五号を
都市産業委員会へそれぞれ、審査付託となりました。審
査の結果、最終日の本会議において各委員長からいずれ
も可決すべきものと報告されました。

総務企画委員会

(田中三郎 委員長)

〔議案第四号〕

問 平成十八年度予算が四
月からスタートしたばかり
で、六月補正をする理由に
ついて伺いたい。

答 障害福祉計画の策定指
針が、五月十一日に厚生労
働省から示され、それに基
づき障害福祉計画策定委員
会を設置し、策定委員に支
払う関係費用とまた、奨学
資金が当初予算で七十人の
貸付を見ていたが、二十四
人多くなったため補正とし
て計上したものです。

問 障害福祉計画の策定指
針が示されることについて、
審査会や主治医の意見書記
載料が発生することは事前
にわかっていなかったのか
伺いたい。

答 昨年の十月に法律が改
正され、審査会や主治医の
意見書記載料が発生するこ
とは認識していたが、厚生
労働省から正式に示された
のは、今年の二月二十一日
であり、予算積算を見合わ
せたということです。

問 奨学資金制度の目的に
ついて伺いたい。

答 奨学資金貸与条例第一
条に目的として、優秀な学
生又は生徒であつて経済的
に修学が困難な者に対し、

学資を貸与又は給与するこ
とにより、社会に有為な人
材の育成に資するとともに
教育の機会均等に寄与する
ことを目的としているもの
です。

問 奨学資金の返済と滞納
整理状況について伺いたい。

答 六月一日現在で滞納を
している者は、旧神栖地区
で七十六人あつて金額は二
千七百七十八万五千五百円、
旧波崎地区では十人で七十
二万五千八百二十円という
状況です。

また、滞納整理にあたつ
ておりますが転出者や就職
するまで待つて欲しいとい
う人もあり、思うように実
績が上がっていない状況で
す。

健康福祉委員会

(伊藤 大委員長)

〔議案第一号〕

問 障害者介護給付費等認
定審査会と、介護認定審査
会の委員報酬が同じ一万三

千円とした根拠は、また認
定調査がどのように行われ
るか伺いたい。

答 審査項目は、介護に関
係するもの七十九項目のほ
かに、障害の特性を補足的
に捉える項目、申請者本人
の日常生活に関する項目、
行動面に関する項目など二
十七項目であり、審査会の
事務量は同等と考えていま
す。

認定調査は、講習会を受
講し県から資格を得た職員
が行います。聞き取り調査し
た内容をコンピュータ処理
し一次判定になります。次
に審査会で二次判定を行つ
た後、判定の結果を再度申
請者と面談し相談するよう
県から指導が来ています。

〔議案第二号〕

問 包括支援センターは一
力所で対応できるのか、ま
た要介護一から要支援にな
るとサービスや負担額はど
うなるか伺いたい。

答 包括支援センターは一
力所ですが、ほかに地域型
在宅介護センターに相談セ

ンターとして、神栖側で一方所、波崎側で三方所を委託していますので、今後の状況により設置個所数について検討していきます。また、介護給付関係ですが、要介護「一」で十六万五千八百円が、要支援「二」に変わると十萬四千円となります。

〔議案第三号〕

問 障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数が十人以内の根拠を伺いたい。

答 法に定数は条例で定めることになっており、審査対象の申請が二百人程度ありますので、一合議体に五人の委員で、二グループ（二組）で十人と考えています。

問 介護認定審査会の委員の定数、また今回の提出の障害者の認定審査会の開催回数、時刻について伺いたい。

答 介護認定審査会は、六合議体（グループ）で三十六人の委員です。開催回数は月六回で、五つの合議体

は午後七時半から、一つは午後三時から開催しています。また障害者の認定審査会は年度末までに四回の開催を予定していますが、開催時刻等は各委員の協議で決めていただくこととなります。

都市産業委員会

（野口一洋委員長）

〔議案第五号〕

問 神栖市矢田部サッカー場がつけられた目的を伺う。

答 観光振興を目的としてつけられたものです。

問 旧波崎町では、農地へのサッカー場が違法につくられた問題があり、その問題の解決がなくなつたため、県の予算により建設されたものと認識しているかどうか。

答 この問題を解決するため、旧波崎町は三年間の時限立法として波崎町サッカー場等設置管理条例を制定し、平成十五年四月一日

から施行したものです。平成十八年二月一日現在、六十九面が条例の適用となっています。なお、農地法上の取り扱いとしては、農地転用許可の制限除外を適用期限の平成十八年三月三十一日として取り扱っています。

問 施設の利用申し込みについては、どのように受付するのか。

答 施設の窓口により申請していただきますが、電話での仮予約も可能です。なお、この場合、当日、申請書の提出及び料金を納めていただきます。また、優先順位は申請により許可された順位となります。



「土研跡地土地利用推進検討特別委員会」が設立（発足）



平成18年第2回定例会において「議案第6号土研跡地土地利用推進検討特別委員会の設置について」が可決されたことにより、各常任委員会（総務企画委員会、健康福祉委員会、教育環境委員会、都市産業委員会）より委員長を含め4人ずつ、計16人が特別委員会委員として選出されました。また、同委員会の委員長に山本守議員、副委員長に三好忠議員が選出されました。

役 職	氏 名	所属委員会
委員長	山 本 守	総務企画委員会
副委員長	三 好 忠	都市産業委員会
委 員	飯 田 誠 一	総務企画委員会
委 員	池 田 夫 二	健康福祉委員会
委 員	小 山 茂 雄	教育環境委員会
委 員	野 口 一 洋	都市産業委員会
委 員	大 槻 邦 夫	都市産業委員会
委 員	神 崎 清	都市産業委員会
委 員	関 口 正 司	健康福祉委員会
委 員	田 中 三 郎	総務企画委員会
委 員	田 向 英 雄	総務企画委員会
委 員	衣 鳩 幸次郎	健康福祉委員会
委 員	伊 藤 大	健康福祉委員会
委 員	佐 藤 節 子	教育環境委員会
委 員	鈴 木 康 弘	教育環境委員会
委 員	五十嵐 清 美	教育環境委員会

平成 18 年神栖市議会・第 2 回臨時会

神栖市議会は、平成 18 年第 2 回臨時会を 5 月 15 日に開会し、条例に関するもの 1 件、予算に関するもの 1 件、専決処分の承認に関するもの 3 件、計 5 件の議案等の審議を行いました。慎重なる審議を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

議案等議決結果一覧（議案第 1 号～第 5 号）

議案番号	件名	議決結果
議案第 1 号	神栖市矢田部サッカー場の設置及び管理に関する条例	原案可決
議案第 2 号	平成 18 年度神栖市一般会計予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて ・神栖市税条例の一部を改正する条例	承認
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて ・神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	承認
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて ・神栖市通所介護事業所の設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例	承認

議案内容

議案第一号 神栖市矢田部サッカー場の設置及び管理に関する条例
観光レクリエーション活動の場を確保し、観光の推進と地域の振興に資するため、地方自治法二四四条の二第一項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとす。

議案第二号 平成十八年度神栖市一般会計補正予算（第一号）
歳入歳出それぞれ二千二百五十三万八千円を追加し、補正後の予算規模を三百八億二千五十三万八千円とするものとす。

専決処分の承認を求めることについて

議案第三号から五号について、地方自治法第一七九条第一項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第三項の規定によりこれを報告し承認を求めました。

議案第三号 神栖市税条例の一部を改正する条例

個人市・県民税関係で定率減税の廃止、所得割の税率改正、所得税と個人市・県民税の人的控除額の差に基づく負担増の調整、非課税限度額の改正等を含むものとす。
また、地方たばこ税関係で税率の引き上げを、固定資産税関係で土地に係る固定資産税の負担調整措置、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設等を含むものとす。

議案第四号 神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

介護納付金課税額の上限の引き上げ、公的年金所得に係る国民健康保険税の減額の特例、所得割額の算定の特例、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例等を内容とするものとす。

議案第五号 神栖市通所介護事業所の設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

利用者が負担する利用料を定めた別表一基本利用料と別表二加算額の表について改正をするものとす。

会議の経過

◎平成十八年
第二回臨時会

○五月十五日（月）本会議
（開会・市長提案理由説明・議案質疑・採決・閉会）
午前十時十五分開会宣告
出席議員四十七人
午前十一時二十分散会

市議会からのお知らせ

議員の寄附行為について、公職選挙法により、議員からの寄附行為、または有権者が寄附を求める行為は禁止されています。市民の皆様方のご理解、ご協力の程をよろしくお願い致します。

委員会が先進地視察調査を実施

地域振興，行財政改革について視察＝総務企画委員会

総務企画委員会では，5月24日から26日の日程で，福岡県太宰府市の「地域振興」について，及び柳川市における「行財政改革」についての調査のため視察を行いました。

同市に平成17年10月，東京，京都，奈良に次ぐ4番目の九州国立博物館が開館しました。

太宰府市ではこの博物館を核として，市内全域に点在する歴史的文化的遺産を生かした「まるごと博物館構想」を推進しています。

柳川市は平成17年3月21日，柳川市，大和町，三橋町の1市2町が合併し，新たな行政需要に対応するため，行政改革大綱等を策定し，効率的な行財政運営の確立に向け，組織機構や事務事業の見直しを進めています。



市民の健康づくり，保育サービス強化モデルについて視察＝健康福祉委員会

健康福祉委員会は，5月24日から26日の日程で，広島県呉市の「市民の健康づくり」について，及び愛媛県西条市における「保育サービス機能強化モデル事業」についての調査のため視察を行いました。

呉市保健所において，平成15年度に策定した「健康くれ21計画」に基づき，ウォーキングの推進などの健康づくり事業，朝ごはん食べようキャンペーン等の食に関する健康づくり，心と体に関する健康づくりの各事業を実施しています。

西条市では，県のモデル事業の指定をうけ，病後児保育や休日，夜間保育などの各種保育サービス機能を強化し，市民のニーズに応じ適切な保育サービスが受けられるよう整備を進めています。

学校教育・社会教育について調査＝教育環境委員会

教育環境委員会は，5月17日から19日の日程で，北海道旭川市におけるふれあい収集についてと北海道小樽市の学校給食についての調査のため視察を行いました。旭川市ではふれあい収集について，この事業は，自らごみを出すことが困難で他の者の協力を得ることが出来ない市民に対し，ごみの戸別収集を実施し，あわせてひとり暮らしの高齢者などの安否の確認等を行うことを目的としています。

小樽市では，給食運営について，学校・PTA・教育委員会の三者で構成する学校給食運営協議会により推進しています。調理は単独（自校）調理と共同調理場供給の2方式を採用しています。給食だよりや掲示用の予定献立による，栄養や食材・料理に関する知識の普及と情報の提供を行っています。





まちづくり施策による観光地づくり，中心市街地活性化対策について視察＝都市産業委員会

都市産業委員会は，5 月 24 日から 26 日の日程で北海道池田町の「まちづくり施策による観光地づくり」について，及び北海道北見市の「中心市街地活性化対策」についての調査のため視察を行いました。

池田町では，従来の自然の景観，温泉，歴史遺産等を観光資源としたものとは異なり，町営ワイン工場（十勝ワイン）及び町営レストラン（ワインと牛肉）等，ワイン醸造をはじめとする町づくり施策により，年間 40 万人以上の観光客を呼び込んでいます。

また，北見市ではクルマ社会の進展と流通社会の変化に伴う郊外大型店の進出など，中心市街地の衰退・空洞化に対処すべく，平成 12 年に「北見市中心市街地活性化基本計画」を策定し，計画に基づいた各事業が進められています。

円滑なる議会運営を視察＝議会運営委員会

議会運営委員会は，5 月 10 日から 12 日の日程で，石川県加賀市，福井県敦賀市における議会運営についてと会派（議員の同志的集合体）について，視察調査を行いました。

加賀市議会は条例定数 22 人の議員をもって構成され，3 つの常任委員会と議会運営委員会，4 つの特別委員会が設置されています。会派は，2 会派があり 14 人が所属しています。

また，敦賀市議会は条例定数 28 人の議員をもって構成され，4 つの常任委員会と議会運営委員会，2 つの特別委員会が設置されています。会派は，5 会派があり，25 人が所属しています。

視察した一行は，議会運営について，会派についてなどの説明を受け，会派制のメリットや運用面についてなどの意見交換を行いました。両市議会とも，この制度が大きな役割を果たし，効率的な議会運営が図られておりました。



議会の傍聴のお知らせ

傍聴の受付は午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までとし，希望者が定員の 38 名を超えた場合には抽選となります。また，最終日の開会が午後 2 時となる場合，受付は午後零時 30 分から午後 1 時 30 分とし，定員を超えた場合には，抽選となります。

なお，本庁の 1 階ロビーでモニター放映を行っていますので，お気軽にお越しください。テレビ画面で一般質問や議案質疑の内容を御覧いただけます。

受付場所：神栖市役所 5 階傍聴席入り口

日時等の詳細は議会事務局まで ☎ 0299-90-1172

市税滞納に関する緊急事態宣言



一般質問の中でもありました市税の滞納に関して市長は緊急事態を宣言しました。

新生神栖市は、茨城県の中心的役割を担う都市として、『躍進する神栖市』の実現を目指して、行政水準の一層の向上と効率的な市政運営に努めている。しかし一方で、その基盤である財政の中核をなす市税等の徴収率が著しく低下してきている。市税の徴収率は県内の市町村のなかで中位にあるものの、特に市県民税と国民健康保険税においては県下最下位の状況である。

地方分権が進展している現状において当市としては、県からの権限委譲を求めるなど自立した市政運営を目指している中で、自主財源を確保することは極めて重要である。また、このような状態が継続することは、税負担の公平性の確保、健全な市民の納税意識の滋養に支障をきたすことでもあり、速やかに改善しなければならない。従来にもまして徴税促進策を強化することが必要である。

そこで、行政サービス向上の柱となる市税等の滞納額の圧縮を期して、ここに市税滞納に関する緊急事態を宣言する。

平成 18 年 7 月 3 日

神栖市長 保立 一男

議会のうごき

平成18年度

6月

5 日	議会運営委員会	
13 日	平成 18 年第 2 回神栖市議会定例会開会	
16 日	議会運営委員会	
19 日	総務企画・健康福祉委員会	
20 日	教育環境・都市産業委員会	
23 日	議会運営委員会	
23 日	平成 18 年第 2 回神栖市議会定例会閉会	
25 日～ 30 日	茨城県市議会議長会海外行政視察	台湾
27 日	鹿行議長協議会設立総会	

7月

5 日～ 7 日	鹿行広域事務組合視察研修	青森県
7 日	土研跡地土地利用推進検討特別委員会	
10 日～ 12 日	鹿島地方事務組合視察研修	石川県
18 日	茨城県北鹿行市議会議長会定例会	鹿嶋市
28 日	鹿行広域事務組合議会臨時会	銚田市
31 日	合同政経懇話会	水戸市

8月

3 日	市議会だより編集委員会	
4 日	茨城県議会総務企画委員会県内調査（来庁）	
8 日	鹿島臨海工業地帯開発協議会	水戸市
17 日～ 19 日	鹿島臨海工業地帯開発協議会事例調査	北海道
18 日	鹿行議長協議会研修会（事務局職員）	鹿嶋市
23 日	鹿児島県東串良町議会経済建設常任委員会（来庁）	
31 日	鹿島南部地区消防事務組合議会	消防本部

9月

平成 18 年第 3 回定例会のお知らせ

市長より 8 月 21 日に招集告示がなされました。第 3 回定例会は 9 月 4 日が開会となります。

編集後記

今回は平成十八年第二回定例会の内容を中心とした「かみす市議会だより」第五号をお届けします。この議会だよりは議会の概要を皆さんにお知らせするためのものです。

編集委員会では、議会や本紙に対する皆さんのご意見・ご希望などをお待ちしています。

〒314-0192
神栖市溝口四九九一―五

神栖市議会事務局

電話 0299-901172

（直通）

「神栖市議会だより編集委員会」

委員長 五十嵐 清美
副委員長 鈴木 康弘
委員 山本 守
委員 山本 清吾
委員 小山 茂雄
委員 関口 正司
委員 田向 英雄
委員 三好 忠
委員 泉 純一郎
委員 額賀 成一
委員 塚本 茂